

加来新聞

平成17年2月7日

Vol. 4

発行所 加来不動産(有)
 発行者 加来 寛
 小倉南区守恒二一十七
 (093)九六二一五八一

不動産なんでも相談

「遺言ってどんな人が必要なんですか？」

最近、遺言の話をよくよく聞くのですが、具体的にはどんな人がどのような形で遺言を残したほうがいいんでしょうか？またその書き方はどうすればいいんでしょうか？

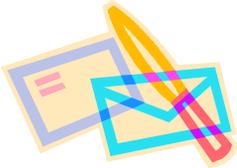
お答えします。まずは最初に、こんな方は確実に遺言を残したほうが良い、と言うよりむしろ残さないと問題になる方を挙げて、それから具体的にその内容をお話ししましょう。それはこんな方です。

- 【こんな方は遺言が必要】
- 一、お子様がない
- 二、前妻に引き取られた子供がいる
- 三、相続人行方不明がある
- 四、嫁に財産を残したい
- 五、あの子だけに相続させたい(妻の連れ子に財産を残したい)

六、内縁の妻に財産を残したい

以上が遺言が必要な方です。ここで挙げたことに当てはまる方がいればすぐにお知り合いの司法書士にご相談下さい。

ではこれから何故これらの事例の方に遺言が必要かご説明いたします。但し、今回は来月と二回に分けて説明させていただきます。



お客様からの生の声

*このお客様からの生の声は、私共がお世話させて頂きましたお客様よりアンケートで寄せられたものです。質問は「当社に対しての意見、要望(お叱り・クレームなんでも結構です！勿論お褒めも！)」という内容です。

打るべくうちの希望にあうように、家をさがしてくれて、満足しています。いろいろ一生けんめいしてくれてありがとうございました。



事務の加来ゆかりです。

・賃対に対してハッキリと心えてもらい、その時わからないことは、きちんと確認して連絡とれるなど、誠実に、対応が とても良かった。

今月に入ってから賃貸の動きが出てきたような感じですが、ですが、他の同業者に話を聞くと、例年に比べて年々転勤者が少なくなってきた、とのこと。賃貸市場もこれからどうなるかわかりません。ただ、入居者(顧客)への満足度と入居率は深い関係があるようですよ。

地域イベント情報

【門司レトロふぐフェア開催中！】

●「ふぐ鍋」無料試食会

二月十三日(日)

午前十一時～

海峡プラザにて

ふぐフェア名物になった

ふぐ鍋が先着500名に

無料試食出来るとのこと

と。ダイナミックな大鍋

で食べるふぐは又格別と

か。

●「ふぐひれ酒」無料振

る舞い

毎週日曜

午前十一時～

門司港ホテル入り口前

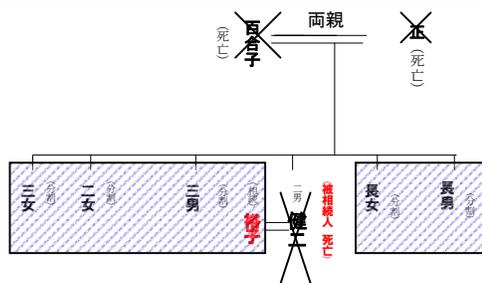
先着100名様です。日

曜でなければ私も行きたいです。残念！

遺言後半

まず始めは、一、お子様がない方です。このケースは珍しいことではありませぬ。言い換えれば一番トラブルが起りやすいケースと云うことです。その理由は「相続財産は奥様(配偶者)のみではない」からです。

つまり奥様以外の相続人がいるということ。その相続人とは、場合により二両親、兄弟姉妹、甥など。何だそれだけかと思われれるかもしれませんが、ややこしくなると左の図のようになります。



これは亡くなった方のご両親も亡くなっているケースです。この場合は、奥様と亡くなった方の兄弟姉妹6人(四角で囲ったところ)で相続になります。既にこれだけの相続人が存在するわけですから、普通から付き合ひがあつて話しが出来るならまだ良いのですが、なかなかそうはいかないケースのほうが多いようです。

さらにややこしくなると裏面のような状態になります。こうなるとハッキリ言つて手が付けられなくなります。

